

# 鳥取県希少野生動植物保護管理事業 補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

## 3. 事業開始

### 【事業の変更が必要な場合】

上限を超えない範囲で事業費の増額が可能な場合。  
事業実施場所を変更する場合。

### 【事業を中止・廃止したい場合】

事業を中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例第24条第2項の規定による保護管理事業計画に基づいた種の個体数の維持・回復を図るために条例第25条第2項の規定による認定を受けた保護管理事業が終了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (事業完了から30日以内か4月20日)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

○廃止・中止の場合は廃止・中止の申請を事前に行い承認を受ける必要があります

### ◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

### 資料提出・問い合わせ先

事業実施主体	提出先	住所	連絡先
鳥取市、岩美 鳥取市、岩美町、八頭郡の町	県庁緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7872
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所生活環境部	〒682-0802 倉吉市東蔵城2	0858-23-3149
米子市、境港、西伯郡、日野郡の町	西部総合事務所生活環境部	〒683-0054 米子市糺町1丁目160	0859-31-9325